

だい しょう けいかく すいしん む 第6章 計画の推進に向けて

1 けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

本計画は、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指すための障がい者施策に関する総合的な計画です。本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障がい者施策を推進するにあたって、当事者団体や特定非営利活動法人、事業者、ボランティア団体等と必要かつ十分な連携を図っていくとともに、情報を共有していきます。

さらに、障がい者施策を検討、実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障がいのある方やその家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画の推進に取り組んでいきます。

2 さっぽろししょう しゃしさくすいしんしんぎかい 札幌市障がい者施策推進審議会

障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により設置しています。名簿及び条例は資料編参照



3 計画の進捗管理と評価・公表

本計画の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

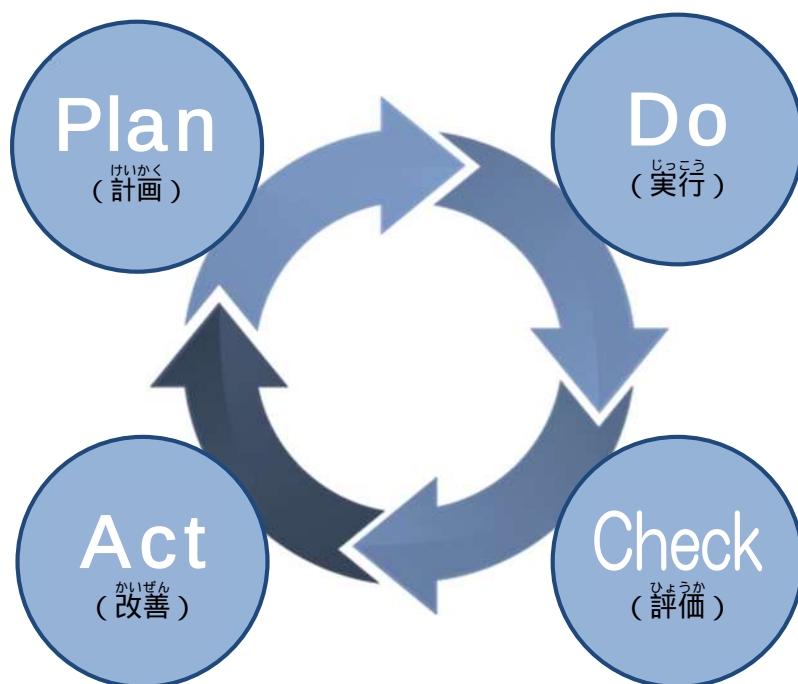
また、本計画の策定にあたっては、目指すべき「基本理念」の下に3つの「基本目標」と10の「基本施策」を体系付けて、取組を展開しています。引き続き、これらの進捗状況を把握していくことで計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、成果目標やサービス量見込み等の進捗状況のほか、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合」など、障がい当事者の声を引き続き把握し、対応していくこととします。

なお、本計画を運用している間でも、社会情勢や障がいのある方を取り巻く環境は常に変化しています。近年では自然災害の多発や感染症の流行とその対応等により、障がいのある方をはじめ、市民生活そのもののあり方にも大きな影響と変化があると考えられます。

そのため、本計画の運用にあたっては、引き続き「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表していきます。

なお、評価等によって改善等が必要となる場合は、施策の取組の方向性や設定した成果目標等を見直すなどし、本計画を着実に進めていくこととします。





1 さっぽろ障がい者プラン2024の取組状況

さっぽろ障がい者プラン2024では、障がい（児）福祉計画として2024年度（令和6年度）から2027年度（令和8年度）において、6つの成果目標を設定し取り組んでいます。各成果目標の重点取組を振り返ります。

（1）成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
地域移行支援・地域定着支援	・地域移行支援：実利用者数28人 ・地域定着支援：実利用者数47人

（2）成果目標2 地域生活支援の充実

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化	生活困窮分野の会議体を活用した、孤独・孤立対策に係る全市版ネットワーク会議を実施

（3）成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
重度障がい者等就労支援事業	・支給決定数：30名 ・訪問介護18名、同行援護12名、（通勤支援：18名、職場介助：27名）

（4）成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討	・札幌市医療的ケア児支援検討会：開催回数2回

(5) 成果目標 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
事業所の質の向上	・事業所への運営指導について、国の指針（概ね3年に1度）の頻度確保と質の向上に向け、事務の一部を外部委託し指導体制を強化した。 ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービスの質を確保するため、外部有識者を含む選定委員会により市独自の基準を策定し、基準を満たす事業者を選定する制度を導入した。 ・就労継続支援B型について、サービス供給過多を踏まえ新規指定を一時停止（令和8年1月～）したほか、既存事業者への条例遵守徹底や在宅就労運用の見直し等により質の向上を図った。

(6) 成果目標 6 障がいのある方に対する理解促進

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
心のバリアフリー研修の実施	・市民向け（1回）...61名（対面） ・企業向け（1回）...41名（対面） ・上記研修の動画配信...438回 ・親子向け（1回）...180名

2 2025年度（令和7年度）障がい児者実態等調査概要

（1）調査概要

本調査は、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定作業を含めた札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を調査・分析することを目的として実施しました。具体的な調査対象等は以下のとおりです。

< アンケート調査 >

障がい者、障がい児、施設入所者、精神科病院入院患者、障害福祉サービス等事業所、企業及び市民を対象としたアンケート。調査期間は、令和8年（2026年）1月26日～令和8年（2026年）2月16日（企業調査のみ令和8年（2026年）2月19日～令和8年（2026年）3月6日）。基準日は令和7年（2025年）12月1日時点

調査種別	調査対象	抽出数	回収数	回収率
障がい者調査	・札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者 （いずれも18歳以上）	6,450	2,164	33.6%
障がい児調査	・札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者 （いずれも18歳未満）	1,050	430	41.0%
施設入所者調査	・札幌市内の障がい者入所施設の利用者	28	14	50.0%
精神科病院入院患者調査	・札幌市内の精神科病院の入院患者	37	11	29.7%
市民調査	・札幌市内に居住する18歳以上の市民	3,000	969	32.3%
事業所調査	・札幌市が指定している障害福祉サービス等提供事業所	1,350	402	29.8%
企業調査	・札幌市内に所在する企業	1,000	245	24.5%

<ヒアリング調査>

アンケート調査では把握が難しい実態・課題に関する障がい当事者団体、障害福祉サービス等事業所、企業へのヒアリング。調査期間は令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）1月

団体区分	主なヒアリング内容	団体数
障がい当事者団体	障がいがある方の生活のしづらさ 地域の潜在的な課題・ニーズ	11
障害福祉サービス等事業所	障がいのある方の就労や人材確保	4
企業	障害者差別解消法や心のバリアフリーの 認知度及び障がい者雇用	4

（2）調査結果

調査結果については、代表的な設問の結果を第4章「障がい者施策の推進（障がい者計画）」の各基本施策に掲載しています。

その他の結果は、「令和7年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査報告書」を札幌市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】

<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/plan/r7tyousa.html>

（3）ヒアリングにおける主な御意見

ヒアリングで障がい当事者から寄せられた主な御意見を以下に掲載します。

- どの相談支援事業所も余裕がなく、新規に相談をしたいと思っても、待機が長いことがほとんどで、相談に繋がらない場合もある。相談支援専門員の質の向上と、必要な数の確保が必要である。
- 障がい者に対する偏見から、アパートの入居を拒否される場合がある。
- ヘルパー不足も深刻で、特に強度行動障がいを伴う場合や2人体制が必要な場合は、福祉車両の有無も含め、希望する条件でのサービス利用が困難な状況がある。
- 将来的な「親亡き後」の生活設計に対する不安は大きく、当事者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、家族の努力に依存するのではなく、地域全体でのネットワーク作りや、必要な施設やサービス等事業所の確保等が必要である。
- 福祉サービスの利用について、制度を知らないために支援につなげていない層が依然として多い。
- 放課後等デイサービスを利用していれば帰宅が18時であったが、高校卒業後に生活介護を利用するとなると帰宅が早まるため、本人も家族も生活を大きく変えざるを得ない。
- 無関心層へ届く周知啓発が必要である。

3 札幌市障がい者施策推進審議会条例

昭和46年12月21日条例第48号
昭和58年5月条例第14号
平成6年3月条例第3号
平成10年3月条例第5号
平成11年10月条例第39号
平成12年12月12日条例第55号
平成24年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成24年条例1号〕

(名称)

第2条 審議会の名称は、札幌市障がい者施策推進審議会とする。
追加〔平成24年条例1号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者（法第2条第1号の障害者をいう。以下同じ。）
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

一部改正〔平成24年条例1号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(臨時委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

いちぶかいせい へいせい ねんじょうれい ごう
一部改正〔平成24年条例1号〕

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

いちぶかいせい へいせい ねんじょうれい ごう
一部改正〔平成24年条例1号〕

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

いちぶかいせい へいせい ねんじょうれい ごう
一部改正〔平成24年条例1号〕

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

いちぶかいせい へいせい ねんじょうれい ごう
一部改正〔平成24年条例1号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

いちぶかいせい へいせい ねんじょうれい ごう
一部改正〔平成24年条例1号〕

附 則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2～6 省 略

7 札幌市特別会計条例（昭和39年条例第6号）の一部改正〔省 略〕

附 則（昭和58年条例第14号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和58年規則第26号で昭和58年6月1日から施行）

2・3 省 略

附 則（平成6年条例第3号）

1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書の政令で定める日（平成6年6月1日）から施行する。ただし、第1条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）並びに第4条の見出し及び同条の改正規定（「学識経験のある者」の次に「、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正〔省 略〕

附 則（平成10年条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2・3 省略

- 4 この条例の施行の際現に札幌市障害者施策推進協議会の委員である者（関係行政機関の職員のうちから委嘱された者に限る。）の任期については、平成11年7月28日から起算して第4条の規定による改正後の札幌市障害者施策推進協議会条例第3条の規定を適用する。

附 則（平成12年条例第55号抄）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。（平成24年政令第144号で平成24年5月21日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により委嘱された札幌市障害者施策推進協議会の委員（以下「旧協議会委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により、札幌市障がい者施策推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

さっぼろししょう しやし さくすいしんしんぎ かいいいんめいぼ **4 札幌市 障がい者施策推進審議会委員名簿**

けいしやうりやく おんじゆん
 (敬称略・50音順)

	しめい 氏名	やくしよくめいどう 役職名等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	さっぼろししんたいしょうがいしゃふくしきしょうかい かいちよう 札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	いしやま たかひろ 石山 貴博	さっぼろしせいしんしょうがいしゃかいふくしや れんごうかい かいちよう 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
3	いわや じゅんこ 岩谷 純子	さっぼろしみんせいいいんじどういいんきようぎかい かいちよう 札幌市民生委員児童委員協議会 会長
4	おかざき えりこ 岡崎 江里子	さっぼろこうきようしよくぎょうあんていじょ とうかつしよくぎょうしどうかん 札幌公共職業安定所 統括職業指導官
5	こんどう ひさえ 近藤 久江	さっぼろししかくしょうがいしゃふくしきしょうかい かいちよう 札幌市視覚障害者福祉協会 会長
6	すずき ひろし 鈴木 洋史	ほつかいどうなんびょうれん そうだんかちょう 北海道難病連 相談課長
7	たかすぎ けいいち 高杉 圭一	さっぼろしせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい ふくかいちょう 札幌市精神障害者家族連合会 副会長
8	ときざき ゆみ 時崎 由美	さっぼろ ちく じゅうしょうしんしんしょうがいじ (しゃ) をまもるかい りじ 札幌地区重症心身障害児(者)を守る会 理事
9	ながえ ちかこ 長江 睦子	さっぼろして いくせいかい かいちよう 札幌市手をつなぐ育成会 会長
10	なかはら あきら 中原 明	しゃかいふくしほうじん さつおやか りじちよう 社会福祉法人 札幌親会 理事長
11	はいの がく 灰野 楽	さっぼろししゃかいふくしきようぎかい ちいきふくしぶちよう 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
12	はなだ ひろよし 花田 裕芳	さっぼろしちゅうとしつちよう なんちようしゃきようかい かいちよう 札幌市中途失聴・難聴者協会 会長
13	ひろしま たかし 廣島 孝	ほつかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんしよ しょちょう 北海道立心身障害者総合相談所 所長
14	ますみつ としゆき 益満 等之	しりつほうめいこうとうしえんがっこう こうちょう 市立豊明高等支援学校 校長
15	○ やすい ともやす 安井 友康	ほつかいどうきよういくだいがく きようじゆ 北海道教育大学 教授
16	やながわ くみこ 柳川 久美子	ほつかいどうちゅうしやうきぎやうかどうゆうかいさっぼろし ぶ いいいんかい 北海道中 小企業家同友会札幌支部 インクルーシブ委員会 委員長
17	やまうち まゆみ 山内 まゆみ	さっぼろしたいふじゆうじしゃふ ぼかい かいちよう 札幌肢体不自由児者父母の会 会長
18	やましる ひろし 山代 弘	さっぼろしほうしよしかい しほうしよし 札幌司法書士会 司法書士

しめいらん 氏名欄の「 」は会長、「○」は副会長

ねん がつげんざい
2026年9月現在

さっぽろししょう しゃし さくすいしんしんぎ かいけいかくけんとうぶ かいいいんめいぼ 5 札幌市 障がい者施策推進審議会 計画検討部会 委員名簿

けいしょうりやく

おんじゅん

(敬 称 略 ・ 50音 順)

	しめい 氏名	しよぞくだんたいとう 所属団体等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	さっぽろししんたいしょうがいしゃふくしきょうかい かいちょう 札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	いしばし たつ お 石橋 達勇	ほっかいがくえんだいがくこうがくぶ きょうじゅ 北海道学園大学工学部 教授
3	いしやま たかひろ 石山 貴博	さっぽろしせいしんしょうがいしゃかいふくしゃ れんごうかい かいちょう 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
4	こうち てつ や 河内 哲也	ほっかいどうしゃかいふくしじぎょうだん がくえん がくえんじちょう 北海道社会福祉事業団もなみ学園 学園次長
5	○ こんどう なお や 近藤 尚也	ほっかいどういりょうだいがくかんとふくしがくぶ じゅんきょうじゅ 北海道医療大学看護福祉学部 准教授
6	すずき ひろし 鈴木 洋史	ほっかいどうなんびょうれん そうだんかちょう 北海道難病連 相談課長
7	たかすぎ けいいち 高杉 圭一	さっぽろしせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい ふくかいちょう 札幌市精神障害者家族連合会 副会長
8	たかはり みねはる 高張 峰治	しゃかいふくしほうじん かい そうだんしつ かんりしゃ 社会福祉法人みなみ会 相談室みなみ 管理者
9	ときざき ゆ み 時崎 由美	さっぽろ ちく じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ まも かい り じ 札幌地区重症心身障害児（者）を守る会 理事
10	ながた じゅん こ 長田 じゅん子	ほっかいどうがくしゅうしょうがいじ しゃおや かい り じ じ む きょくちょう 北海道学習障害児・者親の会クローバー 理事・事務局 長
11	な す み ち よ 那須 美智代	さっぽろして いくせいかい ふくししさくすいしんぶちょう 札幌市手をつなぐ育成会 福祉施策推進部長
12	はらだ ちよ こ 原田 千代子	さっぽろ かい じ む きょくちょう 札幌みんなの会 事務局 長
13	ひらかた あつ し 平方 敦	しゃかいふくしほうじんさっぽろほうおんかい しゅうぎょう せいかつそうだんしつ 社会福祉法人札幌報恩会 就 業 ・ 生活相談室しんさっぽろ 所長

しめいらん

ぶ かいちょう

ふくぶかいちょう

氏名欄の「 」は部会長、「○」は副部会長

ねん

がつげんざい

2026年 6月現在

6 パブリックコメント

(パブコメ後記載)

計画案について 2023年12月21日から 2024年 1月25日までの間、パブリックコメントを実施し、市民のみなさまからたくさんの御意見をいただきました。

(1) 意見提出者・件数

13人・64件

(2) 意見の内訳

分類	件数
第2章 札幌市の現状と課題	4件
第3章 計画の基本的な考え方	1件
第4章 障がい者施策の推進(障がい者計画等)	39件
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	14件
資料編	2件
計画全体に関する意見	3件
その他の意見	1件
合計	64件

(3) 寄せられた主な意見と市の考え方

<第2章：札幌市の現状と課題>

【意見】成果目標6「障がいのある方に対する理解促進」について、目標値60%とありますが、制度・人材不足・相談室・街のハード・ソフト面等でも障害児者ともまだまだ理解促進は実績数から見ても達成していない改善面が多数あります。

【考え方】障がいのある方に対する理解促進は、プランの目指す障がいのある方が暮らしやすい地域とするためにも重要な課題と考えております。今後も、手法の改善を重ねながら障がい福祉を担う人材確保や障害者差別解消法の普及啓発などに取り組んでまいります。

<第4章：障がい者施策の推進(障がい者計画等)>

【意見】基本施策1の差別解消・権利擁護の推進・虐待の防止について、関心のない市民にどう情報を届けるかを政策に盛り込んで欲しいです。また、大々的に周知を行って欲しいです。

【考え方】障がいのある方への偏見や無理解を解消するためには心のバリアフリーの涵養が重要と考えております。今後も、街頭ビジョンに

おけるコマーシャル動画の放映や地下鉄車内ステッカーの掲出など、無
 関心層への浸透を図ってまいります。

＜計画全体に関する意見＞

【意見】「医療型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援」について、
 令和6年4月に施行される改正児童福祉法では、「福祉型児童発達支援
 センター」と「医療型児童発達支援センター」が一元化され、「医療型
 児童発達支援」というサービス類型自体が無くなることになっています。
 改正児童福祉法施行に伴って、『障害福祉サービス等及び障害児通所
 支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（こども家庭庁・厚生
 労働省告示）』では、第3期障害児福祉計画での、「医療型児童発達支援」
 利用児童数及び量の見込み設定を求められていません。

従って法律上に位置づけの無くなる「医療型児童発達支援センター」
 や「医療型児童発達支援」についての記載は不要と考えます。あわせて、
 「児童発達支援センター」や「児童発達支援」について、「医療型児童
 発達支援センター」や「医療型児童発達支援」との一元化を前提とした
 記載が必要ではないかと考えます。

【考え方】令和6年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、これまで「医療型児童
 発達支援センター」「医療型児童発達支援」と記載していたものについて
 は、「児童発達支援センター」及び「児童発達支援」に修正します。
 法改正では経過措置が設けられる予定であり、現在、各施設においては
 一元化への移行準備中ですが、一元化後も旧医療型における治療も行
 う施設であることがわかるように、それぞれのサービスについて、
 （旧福祉型）（旧医療型）の区別を追記します。

（４）計画案からの修正点

修正箇所	修正前	修正後
17 ページ	福祉型児童発達支援センター	児童発達支援センター（旧福祉型）
17 ページ	医療型児童発達支援センター	児童発達支援センター（旧医療型）
91 ページ	医療型及び福祉型児童発達支援センタ	児童発達支援センター
125 ページ	医療型児童発達支援	児童発達支援（医療型）
132 ページ	医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の 指導、理学療法等の機能訓練などの 支援を行います。	児童発達支援（旧医療型） 日常生活における基本的な動作の 指導、集団生活への適応訓練、理学 療法等の機能訓練などの支援を行 います。

7 ようごしゅう 用語集 (ページ番号は素案 整 い次第 入 力)

ページ	ことば 言葉	い み 意味
4	ニーズ	もと 求められているもの。需要
4	バリアフリー	しゃかい なか さまざまな しょうへき と のぞ 社会の中にある様々な障壁を取り除くこと
4	アクセシビリティ	りよう 利用しやすさや近づきやすさのこと
4	合理的配慮	しょう 障 がいのある方から「社会の中にあるバリア (障壁) を取り除くために何らかの対応が必要」 とのい し 意思が伝えられたときに、ぎょうせい 行政機関等や事業 業者が、ふたん 負担が重すぎないはんい 範囲で必要かつ合理的なたいおう 対応を行うこと
4	ユニバーサルデザイン	すべての人がかた 使いやすい設計
4	心のバリアフリー	さまざまな しんしん とくせい かんが 考え 方を持つすべてのひと 人々が、そうご 相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、ささ あ 支え合うこと
3	ビジョン	め ざ 目指している将来の姿
3	えすでいーじーず S D G s	これからもつづ 続いていけるような、よりよいしゃかい 社会の実現をめ ざ 目指すせかいきょうつう 世界共通の目標
3	じぞくかのう 持続可能	これからもつづ 続いていくことができること
5	パブリックコメント	じょうれい 条例や計画などのいっさい 一定の政策のさいてい 策定に際し、せいさく 政策のあん 案としりょう 資料をこうひょう 公表し、それに対するいけん 意見やじょうほう 情報をひろく 募集し、よ 寄せられたいけんとう 意見等をこうりょ 考慮してせいさく 政策をけつてい 決定するとともに、そのいけんとう 意見等に対するかんが 考え 方等をこうひょう 公表するしくみ
19	ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点	しょう 障 がいのある方のかた こうれいか 高齢化・じゅうどか 重度化や「おや な あと 親亡き後」を見み 据え、ちいき 地域であんしん 安心して暮らしをたいせい 体制づくり
27	たようせい 多様性	さまざまな しゅるい 種類やけいこう 傾向のものがあること
27	ほうせつせい 包摂性	つつ こ と 包み込んで取り込むこと
28	じょうほう 情報アクセシビリティ	じょうほう 情報のうけとり 受け取りやすさやりよう 利用しやすさ
28	ぴーでいーしーえー P D C A サイクル	けいかく 計画して、じっこう 実行して、みなお 見直しをして、つぎ 次のけいかく 計画にいかして いかしていくというかんが 考え 方
31	ケアラー	かいご 介護やかんびょう 看病、りょういく 療育が必要なかぞく 家族などをむしょう 無償でサポートするひと 人

ページ	ことば 言葉	い み 意味
31	ヤングケアラー	ほんらい おとな か じ かぞく せ わ 本来は大人がやるとされている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども
31	ガイドライン	ほうりつ まも し しん ほうこうせい 法律やルールなどを守るための指針や方向性
32	デジタル社会	さまざま ぶん や つうしんぎじゅつ つか 様々な分野にインターネットなどの通信技術を使うなど、暮らしやすくなる社会
32	けんりようご 権利擁護	しょう かた た ち ば よわ 障がいのある方など、立場が弱いとされている かた けんり まも とりくみ 方の権利を守るための取組
34	こくれん 国連サミット	こくれん か めいこく しゅのう さん か こくさいかいぎ 国連加盟国の首脳が参加する国際会議
34	ターゲット	たっせい とりくみないよう ゴールを達成するための取組内容
41	フォーラム	こうかいとうろん ば 公開討論をする場
41	ヘルプマーク	えんじょ はいりょ ひつよう かた しゅうい 援助や配慮を必要としてい方が、そのことを周囲に知らせることができるマーク
41	ヘルプカード	きんきゅうれんらくさき ひつよう し えんないよう き さい 緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できるカード
48	マニュアル	さぎょう てじゆん たいけいてき て び 作業の手順などを体系的にまとめた手引き
50	シームレス	つ め 継ぎ目がなくスムーズなこと
58	カラーユニバーサル デザイン	しきかく たようせい はいりょ ひと つた 色覚の多様性に配慮して、すべての人に伝わる色使いを行うこと
59	スマートシティ	ぎじゅつ かつよう しゃかいぜんたい こうりつか デジタル技術などを活用して、社会全体の効率化を図る都市
64	ディスカッション	き たい じゅう いけん か 決められたテーマに対して自由に意見を交わすこと。議論、討論
68	ライフステージ	じんせい へん か だんかい しょうがっこう はい まえ がっこう かよ 人生の変化の段階（小学校に入る前、学校に通っている時、大人になってからなど）
68	ピアサポーター	しょう ひょうき けいけん けいけん い 障がいや病気などの経験をもち、その経験を活かしながら援助する人
70	ペアレントメンター	みずか はったつしょうがい こ こそだ けいけん 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親
71	ち い き ほうかつ 地域包括ケアシステム	ち い き いちいん あんしん じぶん く 地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを いりよう しょう ふくし することができるよう、医療・障がい福祉・ かいご す しゃかいさんか しゅうろう ち い き 介護、住まい、社会参加（就労）、地域の たす あ きょういく ほうかつてき かくほ し く 助け合い、教育が包括的に確保された仕組み

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
73	キャリア	しよくぎよう きのうじよう けいけん けいれき 職 業 ・ 技能上の経験、経歴
73	キャリアパス	じぶん すず しよくむけいれき みちすじ 自分が進んでいく職務経歴の道筋
73	キャリアラダー	かいほうけいかく キャリアアップのためのキャリア開発計画
78	ハイリスク	きけんせい たか 危険性が高いこと
80	ゲートキーパー	なや ひと き こえ はなし 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人
80	コンシェルジュ	ようぼう こた あんない ひと 要望に応えたり、案内したりする人
86	コーディネーター	ものごと う ま ちょうせい ひと 物事が上手くいくよう調整する人
89	医療的ケア児	じんこうこきゅうき い どう しょう きゅういんどう 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども
91	マネジメント	もと せいか もくひよう そ そしき きょうむ 求める成果や目標に沿って、組織として業務を管理すること
99	ジョブサポーター	しょう から はたらく しょくば はい ちよくせつてき 障 がいのある方が働 く職場に入り、直接的な支援を行うスタッフ
99	ステップアップ	ちやくじつ しんぱ 着実に進歩していくこと
100	スキルアップ	くんれん とお じぶん も のうりよく こうじよう 訓練などを通して自分の持つ能力を向上させること
105	ワークショップ	さんかしゃ しゅたいせい じゅうし たいけんがた こうさ 参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会
109	きょうどうこうどうしょう 強度行動障 がい	じぶん からだ たた た くい 自分の体を叩いたり、食べられないものを口にしたりするなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊すなどの行動が著しく高い頻度で起こるため、特別な配慮が必要な状態
115	ジョブコーチ	しょう かた しごと はじ しょうば 障 がいのある方が仕事を始めるときに、職場に定着して長く働けるように支援する人
126	ペアレントトレーニング	こ こうどうへんよう もくてき おや かた 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること
151	ノンステップバス	でいりぐち だんさ な じょうこうせい たか ていしょう 出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス
	はちまるごーまる もんだい 8050（問題）	さいだいなど こうれい おや さいだいなど 80歳代等の高齢の親が50歳代等のひきこもり状態にある子どもの生活を支えることで、世帯全体が経済的・社会的に困窮・孤立すること
	あいしーてー ICT	つうしん じょうほうしやり かん きじゆつ 通信や情報処理に関する技術

ページは該当する言葉が最初に掲載されたページとします。

さっぽろ^{しょう}障^{しゃ}がい者プラン 2024 (改訂版^{かいていばん})

さっぽろ^{しょう}市障^{しょう}がい福祉計画 (第8期^{だい き})

さっぽろ^{しょう}市障^{しょう}がい児福祉計画 (第4期^{だい き})

さっぽろ^{しょう}市保健福祉局 障^{しょう}がい保健福祉部 障^{しょう}がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話^{でんわ} 011-211-2936 ファクス 011-218-5181
